

岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度 ガイドブック

令和4年4月

岐阜県

目次

はじめに.....	1
産業部門、業務部門、廃棄物分野の実施する措置.....	3
運用による対策	
1. 推進体制の整備.....	4
2. エネルギーの使用に関するデータ管理.....	5
3. 計測及び記録.....	6
4. 保守及び点検.....	7
5. 燃料の選択.....	8
事務所等（工場以外）における設備の管理	
6. 空調設備、換気設備の管理.....	9
7. ボイラー設備、給湯設備の管理.....	11
8. 照明設備、昇降機の管理.....	13
9. 受変電設備の管理.....	14
10. 発電専用設備、コージェネレーション設備の管理.....	15
11. 事務用機器の管理.....	16
12. 業務用機器の管理.....	17
工場における設備の管理	
13. 燃焼設備の管理.....	18
14. 加熱設備等の管理.....	20
15. 空調設備、給湯設備の管理.....	22
16. 廃熱回収設備の管理.....	24
17. 蒸気駆動の動力設備の管理.....	26
18. 発電専用設備の管理.....	27
19. コージェネレーション設備の管理.....	28
20. 受変電設備及び配電設備の管理.....	29
21. 電動力応用設備、電気加熱設備等の管理.....	31
22. 照明設備、昇降機、事務用機器の管理.....	33
「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた対策	
23. 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用.....	34
24. 購入する電力の選択.....	35
25. RE100の取組み.....	36
26. 水素エネルギーの活用.....	37
27. 省エネ診断の実施.....	38
28. 高効率機器、先進設備の導入.....	39
29. グリーン購入.....	40
30. 3Rの推進.....	41

産業部門、業務部門、廃棄物分野の実施する措置

運用による対策

1. 推進体制の整備	
区分	共通
基準	①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。
	②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。
実施済みの判断基準	①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済み」と判断します。
①の判断基準	○環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めること
	○責任者の設置 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関与することができる者であること。 (役員クラスを想定)
②の判断基準	○マニュアルの作成 地球温暖化対策を推進するための以下の内容を盛り込んだマニュアルを作成することが必要です。
	○定期的な研修、教育などを行うこと

運輸部門の実施する措置

運用による対策

1. 推進体制の整備	
区分	共通
基準	①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。
	②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。
実施済みの判断基準	①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済み」と判断します。
①の判断基準	○環境マネジメントシステムの導入 ISO14001、エコアクション21の他、これらに準じたシステムを導入していることが必要です。
	○責任者の設置 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関与することができる者であることが必要です。(役員クラスを想定)
②の判断基準	○マニュアルの作成 地球温暖化対策を推進するための以下の内容を盛り込んだマニュアルを作成することが必要です。
	○定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと

運輸部門の実施する措置

運用による対策

1. 推進体制の整備	
区分	共通
基準	<p>①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。</p> <p>②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>①の判断基準</p> <p>○環境マネジメントシステムの導入 ISO14001、エコアクション21の他、これらに準じたシステムを導入していることが必要です。</p> <p>○責任者の設置 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関わることができる者であることが必要です。(役員クラスを想定)</p> <p>○マニュアルの作成 地球温暖化対策を推進するための以下の内容を盛り込んだマニュアルを作成することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進するための方針 ・温室効果ガス排出削減実行組織である統括責任者、管理者、担当者の役割分担 ・地球温暖化対策を推進するための会議、研修の実施 ・目標削減率に対する目標管理の方法 <p>②の判断基準</p> <p>年1回以上、地球温暖化対策に関する研修等を実施することが必要です。</p>

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた対策

6. 再生可能エネルギー等の導入	
区分	共通
基準	使用するエネルギー種の石油から天然ガスや液化ガスへの転換、化石燃料由来のエネルギーから電気や再生可能エネルギーへの転換などにより、より温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換を図ること。
実施済みの判断基準	石油から天然ガスや液化ガスへの転換、化石燃料由来のエネルギーから電気や再生可能エネルギーへの転換など、より二酸化炭素排出量が小さい燃料へ転換することが必要です。 なお、設備の一部（車両以外の設備を含む）で対応している場合も「実施済み」と判断します。 例) ディーゼル自動車を天然ガス自動車に切り替えた。 事務所に使用する電力の自家発電のため、太陽光パネルを設置した。

7. RE100の取組み	
区分	該当がある場合
基準	自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指した取組みを図ること。
該当がある場合の判断基準	RE100の取組みをしている場合 ※RE100の取組みをしていない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生で賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。 独自の取組みにより100%再生可能エネルギーで電力を賄っている場合も、「実施済み」と判断します。

8. グリーン購入	
区分	共通
基準	事業活動に伴い物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、購入等の必要性を十分に考慮するとともに、環境物品等を選択すること。
	<p>グリーン購入の取組みを行っている場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>○環境省 HP (抜粋)</p>
実施済みの判断基準	

9. 3Rの推進	
区分	共通
基準	事業活動において、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用その他資源の有効利用に努めること。
	<p>3Rを推進する取組みを行っている場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>参考</p> <p>従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を中長期的に進めていく必要性が高まっています。</p> <p>○環境省 HP より</p>
実施済みの判断基準	

10. 高効率機器、先進設備の導入

区分	該当がある場合
基準	環境省が認証する先進的な低炭素技術を有する設備・機器等を導入、又は資源エネルギー庁が推進するエネルギー消費効率に優れた先進設備を導入すること。
該当がある場合の判断基準	環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入している場合 ※環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入していない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入している場合、「実施済み」と判断します。 なお、主たる事業に使用する設備（トラック、バス、タクシー）以外の設備に導入している場合※も可とします。 例) 事務所のエアコンに高効率機器を導入した。

トラックにおける対策

トラックにおける対策	
1.1. エネルギー消費性能が優れている輸送用機械器具の使用	
区分	該当がある場合
基準	①蓄熱式暖房マット、蓄冷式ベッドルームクーラー、エアヒーター、スタンバイ装置（原動機の停止時に車両外から電源を供給するための装置をいう。）等のエネルギーの使用効率の優れた機械器具を導入すること。
	②低燃費タイヤ（走行中に損失するエネルギーが小さいタイヤをいう。）を導入すること。
該当がある場合の判断基準	貨物輸送事業者の場合 ※貨物輸送事業者以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	①、②の項目のうち、いずれかに適合している場合、「実施済み」と判断します。 ①の判断基準 蓄熱式暖房マット、蓄冷式ベッドルームクーラー、エアヒーター、スタンバイ装置等のエネルギーの使用効率の優れた機械器具を導入することが必要です。 なお、一部の車両において設備の一部を導入している場合も「適合」と判断します。 ②の判断基準 低燃費タイヤを導入することが必要です。 なお、一部の車両において導入している場合も「適合」と判断します。

バスにおける対策

バスにおける対策	
17. 輸送経路の選択	
区分	該当がある場合
基準	目的地までの効率的な輸送経路の選択を行うこと。
該当がある場合の判断基準	旅客輸送事業者（バス）の場合 ※旅客輸送事業者（バス）以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	目的地までの効率的な輸送経路の選択を行っている場合、「実施済み」と判断します。

タクシーにおける対策

タクシーにおける対策	
20. 効率的な輸送ルートを選択	
区分	該当がある場合
基準	道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステム、ETC2.0等の導入を通じて、目的地までの効率的な輸送ルートを選択を行うこと。
該当がある場合の判断基準	旅客輸送事業者（タクシー）の場合 ※旅客輸送事業者（タクシー）以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	運転者が渋滞情報を容易に把握できるよう道路交通情報通信システム対応カーナビゲーションシステム、ETC2.0等の導入を通じて、目的地までの効率的な輸送ルートを選択を行っている場合、「実施済み」と判断します。

タクシーにおける対策	
21. 回送距離や空車走行の縮減	
区分	該当がある場合
基準	①衛星を利用した車両位置自動表示システム（高度GPS-AVMシステム）及びスマートフォン等のGPSの機能により端末の位置情報を取得し、活用するシステム等の先進技術の導入等により効率的な配車を行い、空車走行を縮減すること。
	②輸送需要の確かな把握を通じて、適切な車両管理等を行い、回送走行等を縮減すること。
該当がある場合の判断基準	旅客輸送事業者（タクシー）の場合 ※旅客輸送事業者（タクシー）以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済み」と判断します。
	①の判断基準 車両位置自動表示システムやスマートフォン等のGPSの機能を活用したシステム等の先進技術の導入等により効率的な配車を行い、空車走行を減らすことが必要です。
	②の判断基準 輸送需要に応じた配車管理を行い、回送走行等を減らすことが必要です。

その他の対策

23. 計画書等の提出	
区分	該当がある場合
基準	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第2項及び第14条第1項に基づき温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出すること。
該当がある場合の判断基準	中小排出事業者の場合 ※特定事業者は「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出することが必要です。 なお、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第1項に基づき温室効果ガス排出削減計画書を提出する義務のある特定事業者については、評価項目としません。

24. その他の取組み	
区分	該当がある場合
基準	その他、温暖化対策に取り組んでいること。
該当がある場合の判断基準	その他の取組みがある場合
実施済みの判断基準	事業者独自の取組みがある場合2項目まで評価します。 なお、主たる業務以外での取組みについても評価の対象とします。